

## よかボス企業募集要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、よかボス企業を募集する際の必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 当事業は、幸せな人生が実現するよう、自ら仕事と生活の充実に取り組むとともに、共に働く社員や職員、従業員等の仕事と生活の充実を応援する「よかボス」を推進することにより、県民の総幸福量の最大化を目指すことを目的とする。

### (事務局)

第3条 よかボス企業の登録に関する事務局は熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども未来課（以下「子ども未来課」という。）に置く。ただし、事務局の業務の一部を他の団体に委託することができる。

### (よかボス企業の定義)

第4条 この要領において、「よかボス企業」とは、第6条第2項に基づき登録を受けた者をいう。

### (よかボス企業の対象者)

第5条 熊本県内に事務所又は事業所等がある社員等が2人以上の法人及び団体で次の各号のいずれにも該当しない者（申請者が法人の場合、第1号の規定は法人の役員も含む。）は、よかボス企業になることができる。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第5号に規定する暴力団員
- 二 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
- 三 県の信用又は品位を害すると認められる行為を行う者

### (よかボス企業への登録)

第6条 よかボス企業になろうとする者は、「よかボス宣言」（様式第1号）を行った後、事務局に対し「よかボス企業登録申請書」（様式第2号）を提出するものとする。

- 2 事務局は、書類審査等により登録申請の内容を審査し、よかボス企業として適当であると認めるときは登録を行うこととする。
- 3 事務局は、登録申請者が第5条第1号に該当する者であるかを必要に応じて警察本部に照会し確認できるものとする。
- 4 事務局は、よかボス企業に登録したときは、登録証を交付するものとする。
- 5 登録に際し、事務局への登録料・手数料等の料金は要しない。

- 6 よかボス企業は、法人及び団体名、代表者名、連絡先などの登録内容に変更が生じた場合は、事務局に変更内容を連絡しなければならない。
- 7 よかボス企業は、登録を辞退する場合は、事務局に連絡するとともに、速やかに登録証を返還しなければならない。
- 8 事務局はよかボス企業登録申請者に対して、必要に応じて追加資料の提出を求めることができる。

(よかボス企業の情報提供)

第7条 事務局は、よかボス企業の同意を得て、よかボス企業の団体名、代表者及び担当者氏名等のよかボス企業登録申請書に記載されている情報を、HPでの周知の他、他のよかボス企業及び市町村に提供するものとする。

(よかボス企業の責務)

第8条 よかボス企業は、自身の従業員及び顧客の希望を叶えるという観点から活動を行い、個人の価値観等を尊重したうえで、活動内容が従業員及び顧客に対して特定の価値観の押付けやセクハラ・パワハラ等の不利益を生じないようにしなければならない。

(個人情報の適正な取扱い)

第9条 よかボス企業は、当事業の実施に当たり知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律及び熊本県個人情報保護条例に基づき適正に取り扱わなければならない。よかボス企業でなくなった後においても同様とする。

(登録の取消)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合、事務局は、よかボス企業登録を取り消すものとする。

- 一 本要領に反する行為があったと認められる場合
  - 二 事務局の指導に従わない、他のよかボス企業に対する迷惑行為、社会的信用を損なう恐れがあるなど、よかボス企業として不適切な行為があったと認められる場合
- 2 前項の場合において、よかボス企業は速やかに登録証を返還しなければならない。

第11条 この要領を実施するために必要な事項は、別に定める。

附則

第1条 この要領は、平成29年9月6日から施行する。